

人事院事務総局公示第1号

人事院事務総長は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第4項の規定に基づき、昭和60年人事院事務総局公示第3号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和3年3月31日

人事院事務総長 松尾 恵美子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
人事院事務総長は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第4項の規定に基づき、 <u>人事院規則13—1（不利益処分についての審査請求）</u> 、 <u>人事院規則13—2（勤務条件に関する行政措置の要求）</u> 、 <u>人事院規則13—3（災害補償の実施に関する審査の申立て等）</u> 及び <u>人事院規則13—4（給与の決定に関する審査の申立て）</u> に定める人事院の権限及び所掌事務で人事院事務総長に委任されたもの並びに <u>人事院規則13—1</u> に定める人事院事	人事院事務総長は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第4項の規定に基づき、 <u>人事院規則13—1（不利益処分についての審査請求）</u> に定める人事院の権限及び所掌事務で人事院事務総長に委任されたもの並びに <u>同規則</u> に定める人事院事務総長の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

務総長の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

- 1 (略)
- 2 委任する権限及び所掌事務
 - 一 人事院規則 13-1 (不利益処分についての審査請求) に規定する次に掲げる事項
 - (1) 第 69 条第 1 項の規定に基づき、調書の閲覧及び謄写を許可すること。
 - (2) 第 69 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の許可に関し必要な事項を定めること。
 - (3) 第 72 条 (第 80 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、判定の送達を行うこと。
 - (4) 第 82 条の規定に基づき、証拠資料を返還すること。
 - 二 人事院規則 13-2 (勤務条件に関する行政措置の要求) 第 14 条第 2 項の規定に基づき、判定書を送付すること。
 - 三 人事院規則 13-3 (災害補

- 1 (略)
- 2 委任する権限及び所掌事務
 - 一 人事院規則 13-1 (不利益処分についての審査請求) (以下「規則」という。) 第 69 条第 1 項の規定に基づき、調書の閲覧及び謄写を許可すること。

(新設)
 - 二 規則第 69 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の許可に関し必要な事項を定めること。

(新設)
 - 三 規則第 82 条の規定に基づき

(新設)

<p><u>償の実施に関する審査の申立て等) 第26条 (第35条において準用する場合を含む。) の規定に基づき、判定の通知を行うこと。</u></p> <p><u>四 人事院規則13-4 (給与の決定に関する審査の申立て) 第16条の規定に基づき、決定の通知を行うこと。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p><u>、証拠資料を返還すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p>
---	--

2 この決定による改正は、令和3年4月1日から効力を発生する。